

林道橋定期点検業務 特記仕様書

第 1 章 総則

第 1 条（適用）

本特記仕様書は、甲府市 林政課（以下「発注者」という。）が実施する林道橋定期点検業務（以下「本業務」という。）に適用するものとする。

2 業務の実施に当たっては、本特記仕様書によるもののほか、「林道規程」、「林道技術基準」、「林道施設長寿命化対策マニュアル」、「林道橋定期点検マニュアル（簡易版）」及びこれらに関連する図書等によるものとする。

第 2 条（履行場所）

本業務の履行場所は、甲府市内の林道橋とし、全8路線・21橋であり詳細は、設計書のとおりとする。

第 3 条（履行期間）

履行期間は、契約締結日から令和7年2月28日までとする。

第 4 条 （設計図書の支給及び点検）

受注者からの要求があった場合で、監督職員が必要と認めた場合は、受注者に図面の原図を貸与する。ただし、各種基準、参考図書等市販等されているものについては、受注者の負担において備えるものとする。

2 受注者は、設計図書の内容を十分点検し、疑義がある場合には、監督職員に書面により報告し、その指示を受けなければならない。

3 監督職員は、必要と認めた場合には、受注者に対し、図面又は詳細図面等を無償で貸与又は追加支給するものとする。

第 5 条 （受注者の義務）

受注者は、契約の履行に当たって本業務の意図及び目的を十分に理解し、高度な技術を発揮するよう努めなければならない。

第 6 条 （管理技術者）

管理技術者は、契約図書等に基づき、本業務の技術上の管理及び統括等を行わなければならない。

2 管理技術者は、技術士（総合技術監理部門（業務に該当する選択科目）または業務に該当する部門）、博士（業務に該当する部門）、シビルコンサルティングマネージャー（業務に該当する部門）のいずれかの資格を有する者であり、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。

なお、業務の範囲が、構造物設計、橋梁及びトンネル等の重要構造物の設計を伴わない林道の設計および図面の作成（構造物図、用地図、潰地図等及び法令関係図の作成を除く。）のみである場合は、林道の設計業務について専門的な知識及び技術を有し、かつ、その実務形意拳が通算2箇年以上あるもので、業務に該当する資格の登録を受けた技術者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者（森林土木部門の職務に従事した機関が8年以上ある者）を管理技術者とすることができる。

3 管理技術者は、監督職員が指示する関連のある本業務の受注者と十分に協議のうえ、相互に協力し、業務を実施しなければならない。

4 受注者又は管理技術者は、屋外における本業務に際して使用人等に適宜安全対策、環境対策、衛生管理、受注者の行うべき地元関係者に対する対応等の指導及び教育を行うとともに、本業務が適正に遂行されるように管理及び監督しなければならない。

第7条（橋梁点検者）

定期点検を実施する者は、以下の能力と実務経験を有する者が行うこととする。

- (1) 道路橋点検士の資格を持ち、橋梁関係の技術的経験者又は森林土木（林道）に係る調査・設計等の経験を有する者。
- (2) 25m以上の林道橋においては、以下のいずれかの橋梁に対する一定の専門性を有する者として。 （林道施設長寿命化対策マニュアル参照）
 - ・ 橋梁に関する相応の資格又は実務経験を有する者
 - ・ 橋梁の設計、施工管理に関する専門知識を有する者
 - ・ 橋梁の点検に関する技術と実務経験を有する者

第8条（打合せ協議）

本業務を適正かつ円滑に実施するため、管理技術者等と監督職員は密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を解明するものとし、その内容についてはその都度受注者が打合せ簿に記録し、相互に確認しなければならない。

2 管理技術者等と監督職員は、本業務を適正かつ円滑に実施するため着手時及び設計図書で定める業務の区切りにおいて打合せを行うものとし、その結果について受注者が書面（打合せ簿）に記録し相互に確認しなければならない。

3 管理技術者等は、仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合には、速やかに監督職員と協議しなければならない。

第9条（貸与品等の貸与及び返還）

監督職員は、設計図書で貸与と定めた点検機械器具、図書及びその他関係資料（以下「貸与品等」という）を、受注者に貸与するものとする。

【貸与品の一例】

（１）林道台帳

（２）橋梁調書

（３）前期の定期点検調査帳票及び個別施設計画書（電子媒体を含む）【初回の定期点検時は除く】

２ 受注者は、貸与品等の必要がなくなった場合には、ただちに監督職員に返還しなければならない。

３ 受注者は、貸与品等を丁寧に扱い紛失又は損傷してはならない。万一、紛失又は損傷した場合には、受注者の責任と費用負担において修復しなければならない。

４ 受注者は、設計図書に定める守秘義務が求められる資料については、複写してはならない。

第10条（定期点検の実施）

定期点検の実施に当たっては、「林道施設長寿命化対策マニュアル」（平成28年3月 林野庁整備課）（以下、「対策マニュアル」という。）を参考に本仕様書により実施する。なお、現場着手前に点検範囲や方法について、監督職員と十分協議すること。

２ 定期点検の実施に当たっては、現地踏査を行い、実施計画書を作成する。

３ 定期点検は、点検車もしくは梯子等の簡易な機材を使用しての近接目視によることを基本とする。また、触診・打音等の非破壊検査を併用すること。

４ 定期点検の実施に当たっては、足場等を十分確認うえ、転落事故等に十分に配慮しなければならない。

第11条（現場管理）

受注者は、関係法規を遵守し、常に適切な現場管理を行わなければならない。

２ 受注者は、作業の安全を図るとともに第三者に迷惑を及ぼさないよう努めなければならない。

第12条（土地への立入り等）

受注者は、屋外で行う本業務を実施するため国有地、公有地又は私有地に立入る場合には、監督職員及び関係者と十分な協調を保ち本業務が円滑に進捗するように努めなければならない。なお、やむを得ない理由により現地への立入りが不可能となった場合には、ただちに監督職員に報告し指示を受けなければならない。

２ 受注者は、本業務実施のため立木等の伐採、垣、柵等の除去又は土地若しくは工作物を一時使用する場合には、あらかじめ監督職員に報告するものとし、報告を受けた監督職員

は当該土地所有者及び占有者の許可を得るものとする。なお、第三者の土地への立入りについて、当該土地所有者又は占有者の許可は発注者が得るものとするが、監督職員の指示がある場合は、受注者は、これに協力しなければならない。

3 受注者は、前項の場合において損失のため生じた必要経費の負担について、設計図書に示すほか監督職員と協議により定めるものとする。

4 受注者は、第三者の土地への立入りに当たっては、必要に応じて身分証明書交付願を発注者に提出し身分証明書の交付を受け、土地への立入りに際しては、これを常に携帯しなければならない。なお、受注者は、立入り作業完了後10 日以内に身分証明書を発注者に返戻しなければならない。

第 13 条 （関係官公庁への手続き等）

受注者は、本業務の実施に当たっては、発注者が行う関係官公庁等への手続きの際に協力しなければならない。また受注者は、本業務を実施するため、関係官公庁等に対する諸手続きが必要な場合には、速やかに行わなければならない。

2 受注者は、関係官公庁等から交渉を求められた場合には、遅滞なくその旨を監督職員に報告し協議しなければならない。

第 14 条 （地元関係者との交渉等）

地元関係者への説明、交渉等は、発注者又は監督職員が行うものとするが、受注者は、監督職員の指示がある場合には、これに協力しなければならない。これらの交渉に当たり受注者は、地元関係者に誠意をもって接しなければならない。

2 受注者は、屋外で行う本業務の実施に当たって、地元関係者からの質問、疑義に関する説明等を求められた場合には、監督職員の承諾を得て行うものとし、地元関係者との間に紛争が生じないように努めなければならない。

3 受注者は、設計図書の定め、あるいは監督職員の指示により受注者が行うべき地元関係者への説明、交渉等については、交渉等の内容を書面で随時、監督職員に報告し、指示があればそれに従わなければならない。

4 受注者は、本業務の実施中に発注者が地元協議等を行う場合には、設計図書に定めるところにより、地元協議等に立会いするとともに、説明資料及び記録を作成しなければならない。

5 受注者は、前項の地元協議により、既に作成した成果の内容を変更する必要がある場合には、監督職員の指示に基づいて変更しなければならない。なお、変更に要する期間及び経費は、発注者と協議のうえ定めるものとする。

第 15 条 （守秘義務）

受注者は、本業務の実施過程で知り得た秘密を第三者にもらしてはならない。

第 16 条 （安全等の確保）

受注者は、使用人等の雇用条件、賃金の支払い状況、作業環境等を十分に把握し、適正な労働条件を確保しなければならない。

2 受注者は、屋外で行う本業務に際しては、本業務関係者だけにとどまらず、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保にも努めなければならない。

3 受注者は、特記仕様書に定めがある場合には地方自治体、所轄警察署、林道管理者、鉄道事業者、河川管理者、労働基準監督署等の関係機関と緊密な連絡を取り、本業務実施中の安全を確保しなければならない。

4 受注者は、屋外で行う本業務の実施に当たり、事故等が発生しないよう使用人等に安全教育の徹底を図り、指導、監督に努めなければならない。

5 受注者は、屋外で行う本業務の実施に当たっては安全の確保に努めるとともに、労働安全衛生法等関係法令に基づく措置を講じなければならない。

6 受注者は、屋外で行う本業務の実施に当たり、災害予防のため、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。

(1) 伐採した立木等を処分する場合には、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い必要な措置を講じなければならない。

(2) 使用人等の喫煙、たき火等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用は禁止しなければならない。

(3) ガソリン、塗料等の可燃物を使用する必要がある場合には、周辺に火気の使用を禁止する旨の標示を行い、周辺の整理に努めなければならない。

7 受注者は、爆発物等の危険物を使用する必要がある場合には、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い、必要な措置を講じなければならない。

8 受注者は、屋外で行う本業務の実施に当たり、豪雨、豪雪、出水、地震、落雷等の自然災害に対しては、常に被害を最小限に食い止めるための防災体制を確立するとともに、災害発生時においては、安全の確保に努めなければならない。

9 受注者は、屋外で行う本業務実施中に事故等が発生した場合は、直ちに監督職員に報告するとともに、監督職員が指示する様式による事故報告書を速やかに提出し、監督職員から指示がある場合にはその指示に従わなければならない。

第 2 章 業務内容

第 1 節 業務の目的

第 17 条 （業務目的）

本業務は、甲府市管内における林道橋の損傷及び変状を早期に発見し、林道橋に関わる効率的な維持管理に必要な基礎資料を得るため、定期点検を行うものである。

第 2 節 定期点検の区分

第 18 条 （定期点検の区分）

林道橋の定期点検は、点検の予防保全型ならびに一般管理型の区分をせずに行うものとする。

第 3 節 計画準備

第 19 条 （計画準備）

計画準備は、業務計画書作成、現地踏査、実施計画書作成、部材番号図の作成、関係機関との協議資料作成等を行う。

第 20 条 （業務計画書の作成）

受注者は業務計画書を作成し、監督職員に提出する。業務計画書には次の事項を記載する。

- (1) 調査等業務概要
- (2) 実施方針
- (3) 調査等業務工程
- (4) 調査等業務組織計画
- (5) 打合せ計画
- (6) 成果品の内容、部数
- (7) 使用する主な基準及び図書
- (8) 使用機械の種類、名称及び性能
- (9) 連絡体制（緊急時を含む）
- (10) その他監督職員が必要と認めたもの

第 21 条 （現地踏査）

現地点検に先立って現地踏査を行い、林道橋の変状（劣化・損傷等）程度を把握する他林道橋の立地環境、交通状況、交通規制の要否、近接手段等について現場の概況を調査して記録（写真撮影含む）し、実施計画書作成に必要な情報を得るものとする。

第 22 条 （実施計画書の作成）

受注者は、現地踏査による調査記録を含め作業上必要な資料収集をした上、実施計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。また、実施計画書には次の事項を記載するものとする。

- (1) 業務内容
- (2) 対象林道橋位置図
- (3) 現地踏査の調査記録
- (4) 業務実施方針〔定期点検方法〕
- (5) 実施体制
- (6) 実施工程表
- (7) 仮設備計画
- (8) 使用建設機械
- (9) 安全管理計画（交通規制を含む）
- (10) 環境対策
- (11) 連絡体制（緊急時含む）
- (12) その他監督職員が必要と認めたもの

第 23 条 （部材番号図の作成）

部材番号図は、記録の下地となる部材番号を設定し、主桁、横桁、床版、下部構造、支承部について、径間毎に作成する。（橋梁によっては、遠望目視あり、甲乙協議あり）

第 24 条 （関係機関協議書の作成）

定期点検を実施するため、関係機関（河川管理者等）との協議に必要な資料の収集及び協議書の作成を行う。

第 4 節 現地点検

第 25 条 （現地点検）

現地点検は、近接目視により行うものとする。また、必要に応じて触診や打音等の非破壊検査等を併用して行う。なお、対象林道橋毎に必要な情報が得られるよう、点検する部位、部材に応じて、次の項目の点検を実施しなければならない。

2 点検項目は鋼部材の腐食、亀裂、破断、その他、コンクリート部材のひびわれ、床版ひびわれ、その他、支承の機能障害を標準とする。点検項目以外の部材や損傷であっても、損傷が大規模な場合は点検を行うものとする。

第 26 条 （現況写真の撮影）

現況写真は、対象林道橋の全景写真を径間毎に撮影し記録する。

第 27 条 （損傷調査）

損傷調査は、対象林道橋の損傷状況を調査し、健全性の評価に必要な情報を把握する。

第 28 条 （野帳記入）

野帳記入は、対象林道橋の損傷状況を調査し、健全性の評価に必要な情報を記録する。

第 29 条 （損傷写真の撮影）

損傷写真は、損傷調査で把握された代表的な損傷の写真を標準の点検項目、部材毎（主桁、横桁、床版、支承、その他）に撮影し記録する。また、点検項目以外の部材や損傷であっても、損傷が大規模な場合は撮影する。

第 5 節 定期点検調査帳票の作成

第 30 条 （定期点検調査帳票の作成）

定期点検調査帳票は、別添1に点検結果記入例を参照して作成する。

第 31 条 （損傷写真の整理）

損傷写真の整理は、把握された代表的な損傷の写真などを径間毎に整理する。

第 32 条 （健全性の評価）

健全性の評価は、部材単位ならびに橋単位で行うものとする。部材単位の評価は、対策マニュアル表2-10の健全性の判断区分を、橋単位の評価は、対策マニュアルを参照し、行うものとする。

表2-10 健全性の判定区分		
区 分		状 態
I	健 全	道路橋の機能に支障が生じていない状態
II	予防措置段階	道路橋の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態
III	早期措置段階	道路橋の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態
IV	緊急措置段階	道路橋の機能に支障が生じている、または生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態

第 33 条 （定期点検調査帳票の記入）

定期点検調査帳票の記入は、点検により確認した損傷状況を記入することとし、主桁、横桁、床版、下部構造、支承部について、健全度の評価結果などを記入する。

2 定期点検調査帳票は、林道橋定期点検（簡易型）点検調査帳票に橋梁諸元と総合検査結果、現地状況写真、部材番号図、損傷写真台帳、点検帳票を記入する。

第6節 報告書・個別施設計画の作成

第34条 （報告書の作成）

本業務の成果として、作成した資料の取りまとめを行う。

第35条 （個別施設計画策定）

本点検結果から以下の項目について整理を行う。

・ 基本的事項、・ 対象施設、・ 計画期間、・ 施設の優先度、・ 施設の状態等、・ 対策内容と実施時期、・ 対策費用（概算）を明記する（参考資料別添）

第36条 （成果品の提出）

本業務の成果品は、次のものを提出するものとする。

- （1）計画準備資料（計画書・部材番号図）
- （2）現地点検資料（写真・損傷記録）
- （3）報告書（定期点検調査帳票・個別施設計画）
- （4）上記のほか、監督職員の指示したもの（電子媒体を含む）

別添「林道施設に係る個別施設計画策定のためのガイドライン」平成27年3月27日策定
林野庁整備課より記入例

〇〇市林道施設長寿命化計画（個別施設計画）

※各項目に記載している内容は記載例である。

1. 基本的事項

〇〇市における林道施設の現状と課題は、・・・・・・・・。

これらを踏まえ、維持管理に当たっては「予防保全型維持管理」の考え方を導入し・・・するなど必要な対策を適切に実施する。

2 対象施設

本計画の対象とする施設は別紙のとおりである。

3 計画期間

本計画における施設毎の計画期間は別紙のとおりである。

4 施設の優先度

本計画における施設毎の優先度は別紙のとおりである。

5 施設の状態等

本計画の策定に当たって実施した点検・診断により把握された（または本計画の策定時点で把握されている）施設毎の状態については別紙のとおりである。

なお、点検・診断が未実施の施設については、点検実施予定時期を記載している。

6 対策内容と実施時期

上記「施設の優先度」及び「施設の状態等」を踏まえ、施設毎に講じる対策の内容及び実施の時期について別紙のとおり計画する。

7 対策費用

個別施設ごとの対策費用の概算については別紙のとおりである。なお、この金額は計画策定時点における概算であり、具体の工事発注時における詳細な設計や社会情勢の変化等により、金額に変動が生じる場合がある。

記載注意

「林道施設における個別施設計画策定のためのガイドライン」に留意の上、記載する。

※個々の施設毎に作成

別添の別紙(個票)

個別施設整理番号	1024	林道台帳索引番号番号	34	施設管理者	〇〇市
路線名	〇〇線	林道種類及び区分	自動車道2級	橋梁名	A橋
施設の所在地	〇〇市〇〇	起点からの距離	1.8km	建設年度	1980
供用年数	38	種別	PC橋	型式	コンクリート床版橋
道路橋示方書	昭和48年度版	橋格(設計荷重)	2等橋(14t)	橋下条件	〇沢

施設概要	施設の規模	橋長(支間長)	11.4m(10.6m)		幅員(車道幅員)	4.0m(3.0m)
	施設の構造等	上部工型式	PCプレテン中空床版			
			鋼製(使用鋼材)	—		塗装使用の有無
		支承形式	ゴム支承		落橋防止の有無	有
		橋台工型式	逆T式橋台		基礎形式	直接基礎
	橋脚工型式	—		海岸からの距離	—	
施設の目的利用実態等	林道〇〇線の利用区域には、早期に整備すべき森林が多く存在することから、当該施設は森林組合等により頻繁に利用されている。また、当該林道は災害時等の迂回路や近隣地域を結ぶ生活道としての機能も有しており、地域住民の利用もみられる。					
施設の状態等の概要	点検診断日	平成27年11月9日				
	調査結果	桁に顕著なひびわれが確認された。放置すると雨水が内部に侵入し内部鋼材が腐食するなど、確実に劣化が進展することが見込まれる。				
	健全性の診断結果	Ⅱ (予防保全段階)	橋梁の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。			
	劣化原因	〇〇〇が考えられる。				
長寿命化計画の内容	計画期間	平成27年度～平成31年度				
	内容	ひびわれ補修工法による補修を行う。				
	実施予定時期	予防保全の観点から早期に対策を実施することが望ましいが、他橋梁との優先度を考慮して、平成29年度に実施する。				
	施設の優先度	中	(優先度の考え方) 〇〇のため、優先度は「中」とした。			
	対策費用(概算)	ひびわれ補修工 約 1,000千円				
管理方法	管理方法	長寿命化対策として、桁のひびわれ補修工を早期に行うとともに、5年に1回の定期点検を行う。また、排水施設の清掃等維持作業を適切に行う。				

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	平成32年	平成33年	平成34年	平成35年	平成36年
対策費用(百万円)	0.2		1.0			0.2				
対策の内容・実施時期	定期点検		補修工			定期点検				

備 考